

## 計算証明の電子化に関する基準の一部改正について

計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）第1条の4第2項及び第87条第1項の規定に基づき、計算証明の電子化に関する基準（平成29年3月30日検査官会議決定）の一部を次のように改正し、令和元年5月1日以降の計算証明について適用する。ただし、この改正基準による改正後の第5のウ③の規定は、同年7月1日以降の計算証明について適用する。

令和元年5月30日

会計検査院長 柳 麻理

別紙の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後				改正前			
<p>第5 計算証明書類をスキャナにより読み取る方法</p> <p>証明責任者は、別表4、別表5及び別表7（項番1に限る。）の計算証明書類の名称欄に掲げる計算証明書類をスキャナにより読み取る方法により作成した情報を、第3又は第4の規定に従い、電子情報処理組織を使用して送信し、又は記録媒体に記録して提出することができる。この場合において、当該計算証明書類をスキャナにより読み取る時は、次の要件に従わなければならない。</p> <p>ア 原稿台と一体となったスキャナを使用すること。</p> <p>イ 計算証明書類をスキャナにより読み取り作成した情報の記録形式は、PDF形式とすること。</p> <p>ウ 計算証明書類をスキャナにより読み取り作成した情報を画面及び書面に次のような状態で出力することができるようにしておくこと。</p> <p>① 整然とした形式であること。</p> <p>② 計算証明書類と同程度に明瞭であること。</p> <p>③ <u>日本産業規格</u> Z 8305に規定する4ポイントの大きさの文字を認識することができること。</p>				<p>第5 計算証明書類をスキャナにより読み取る方法</p> <p>[同左]</p> <p>ア [同左]</p> <p>イ [同左]</p> <p>ウ [同左]</p> <p>① [同左]</p> <p>② [同左]</p> <p>③ <u>日本工業規格</u> Z 8305に規定する4ポイントの大きさの文字を認識することができること。</p>			
別表6（第4関係）				別表6（第4関係）			
項番	計算証明規則の条文等	計算証明書類の名称（注1）	作成システムの名称	項番	計算証明規則の条文等	計算証明書類の名称（注1）	作成システムの名称
1	第19条の5に基づく指定（注2）	国税収納金整理資金徴収額計算書の証拠書類及び添付書類 ・所得税（平成25年から令和19年までの各年分については、当該各年分の所得税及び復興特別所得税）については国税電子申告・納税システムにより納税者から税務署長へ提出された申告書、収支計算書等 ・法人税及び地方法人税については国税電子申告・納税システムにより納税者から税務署長へ提出された申告書、貸借対照表、損益計算書等 ・消費税及び地方消費税（税関の徴収す	国税電子申告・納税システム（注3）	1	[同左]	国税収納金整理資金徴収額計算書の証拠書類及び添付書類 ・所得税（平成25年から49年までの各年分については、当該各年分の所得税及び復興特別所得税）については国税電子申告・納税システムにより納税者から税務署長へ提出された申告書、収支計算書等 ・法人税及び地方法人税については国税電子申告・納税システムにより納税者から税務署長へ提出された申告書、貸借対照表、損益計算書等 ・消費税及び地方消費税（税関の徴収す	[同左]

		る分を除く。)については国税電子申告・納税システムにより納税者から税務署長へ提出された申告書等	
		[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

(注1) 「計算証明書類の名称」は、システム上の帳票等の名称を含む。  
(注2・注5) 「第19条の5に基づく指定」及び「第19条の7に基づく指定」とは、財務省の計算証明に関する指定（平成29年4月28日付け29検第402号財務大臣宛て）をいう。  
(注3・注6) 「国税電子申告・納税システム」及び「国税総合管理システム」とは、国税庁が設置し、管理している国税電子申告・納税システム及び国税総合管理システムをいう。  
〔(注4)～(注8・注9)略〕

別記様式（第3関係）

〔収容ファイル一覧表（年 月分）〕

年 月 日 提出  
\_\_\_\_\_  
法人名  
\_\_\_\_\_  
職（官）又は役職名  
\_\_\_\_\_  
氏 名

[以下略]

		る分を除く。)については国税電子申告・納税システムにより納税者から税務署長へ提出された申告書等	
		[同左]	[同左]
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

(注1) [同左]  
(注2・注5) [同左]  
(注3・注6) [同左]  
〔(注4)～(注8・注9)同左〕

別記様式（第3関係）

〔収容ファイル一覧表（平成 年 月分）〕

平成 年 月 日 提出  
\_\_\_\_\_  
法人名  
\_\_\_\_\_  
職（官）又は役職名  
\_\_\_\_\_  
氏 名

[同左]

備考 表中の [ ] の記載は注記である。